

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 五 年 六 月 一 日

規 則

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十七号

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県営住宅条例施行規則（昭和三十六年岐阜県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「及び第五号」を「から第六号まで」に改める。

第二十一条の二第四項第二号中「災害」を「前号に掲げる者のほか、災害」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 災害により滅失した住宅に居住していた者であつて、特別賃貸住宅に入居させることが適当であると知事が認めるもの（所得が四十八万七千円以下の者に限る。）

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の岐阜県営住宅条例施行規則第二十一条の二第四項の規定は、この規則の施行の日以後に開始する入居者の公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格について適用し、同日前に開始した入居者の公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格については、なお従前の例による。

目 次

規 則

○岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

（公共建築住宅課）

ページ
一

平成二十五年六月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社